

令和3年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和3年3月11日（木）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 田 村 星 寿

2番 中 野 栄

3番 嶺 岸 勝 志

4番 三 須 清 一

5番 大 井 栄 一

6番 大 炊 三枝子

7番 成 島 誠

8番 川 村 泉 治

9番 宮久保 勝

10番 根 本 博

4. 出席事務局職員

局 長 増 田 浩四郎

次 長 大 井 一 郎

農 地 係 長 富 塚 隆 則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

議案第3号 農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 我孫子市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）について

議案第5号 我孫子市生産緑地買取り申出証明事務に関する規程の一部改正（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

三須清一会長 ただいまから令和3年第3回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から10年を迎えます。東日本大震災により犠牲となられた方々とその御遺族に対し、心より哀悼の意を表します。

これより、犠牲者の方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立ください。

事務局 黙禱。

三須清一会長 黙禱を終わります。御着席ください。

再開したいと思います。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

9番 宮久保勝委員

10番 根本博委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」中間管理機構53件、新規設定16件、再設定2件、所有権移転1件、合計72件。

議案第3号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」1件。

議案第4号「我孫子市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）について」1件。

議案第5号「我孫子市生産緑地買取り申出証明書事務に関する規程の一部改正（案）について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年3月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は2,043平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇南東側約320メートルに位置しています。位置図は、議案資料の4ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。利用権の設定から農地法第3条の賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約8.38ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

なお、〇〇委員が譲受人となっております。

〇〇委員は農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

退出、お願いします。

(〇〇委員退出)

議案第1号に対して御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

異議がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇委員を入室させてください。

(〇〇委員入室)

三須清一会長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」審議いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年3月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。

議案資料は7ページからとなります。

なお、整理番号1番から52番の権利の設定を受けるものと、転貸を受ける者及び58番から69番の権利の設定を受けるものはそれぞれ同一人物のため、経営面積、農業従事日数等は同一となりますので、整理番号2番からは省略させていただきます。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、合計2筆、合計面積は1,565平方メートルです。権利の設定を受けるものは、公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社飯塚農場で権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号2番、賃借権を設定する土地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は1,538平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール

ル当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 3 番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、合計 3 筆、合計面積は 4,138 平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 4 番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 624 平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 5 番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 4,215 平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 6 番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、合計 2 筆、合計面積は 3,882 平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 7 番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 3,523 平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 8 番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 4,604 平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 9 番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の登記地目畑、現況地目雑種地 1 筆、面積は 1,611 平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。なお、現況地目が課税上雑種地となっておりますが、農政課において現地調査を行ったところ、耕耘されており、田として使用できる状態であることを確認しています。

整理番号 10 番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 3,448 平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 11 番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計 6 筆、合計面積は 1 万 2,480 平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は 10 年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号 12 番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 4 筆、合計面積は 1 万

2,265平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号13番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は2,584平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号14番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は1,978平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号15番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は3,000平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号16番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,024平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号17番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計2筆、合計面積は6,992平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号18番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、合計2筆、合計面積は3,840平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号19番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,471平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号20番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は6,136平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号21番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、合計3筆、合計面積は9,301平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号22番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇地先の田1筆、合計2筆、合計面積は5,003平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号23番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目田

2筆、合計面積は2,546平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号24番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は2,561平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号25番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,081平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号26番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の登記地目田、現況地目畑3筆、合計面積は4,519平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号27番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は404平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号28番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は396平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号29番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,039平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号30番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は7,532平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号31番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は5,083平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号32番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇地先の田1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、合計3筆、合計面積は4,991平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号33番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は2,132平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号34番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は7,745

平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号35番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計 2 筆、合計面積は3,547平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号36番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、畑 1 筆、合計 3 筆、合計面積は7,776平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号37番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は5,350平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号38番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の地目田 2 筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑 1 筆、合計 3 筆、合計面積は4,893平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号39番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は3,068平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号40番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計 3 筆、合計面積は2,938平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号41番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は1,330平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号42番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇〇〇〇地先の地目畑 1 筆、〇〇字〇〇〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計 3 筆、合計面積は9,441平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号43番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は1,305平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号44番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇地先の地目田 2 筆、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計 4 筆、合計面積は8,162平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号45番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は3,068平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号46番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は5,112平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号47番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,490平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号48番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は2,340平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号49番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,193平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号50番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は1,991平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号51番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,487平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号52番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は2,172平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃はコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号53番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,358平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は全面積で〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号54番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は2,318平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は全面積で〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号55番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑2筆、登記地目田、現況地目畑1筆、合計3筆、合計面積は2,183平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、

借賃は10アール当たり〇, 〇〇〇円です。

整理番号56番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は649平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積で〇, 〇〇〇円です。

整理番号57番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,700平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者2名で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇, 〇〇〇円です。

整理番号58番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計4筆、合計面積は9,591平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号59番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は941平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号60番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計3筆、合計面積は6,870平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号61番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計3筆、合計面積は5,423平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号62番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田4筆、合計6筆、合計面積は1万3,403平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号63番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計4筆、合計面積は1万3,884平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号64番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,949平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号65番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、合計3筆、合計面積は4,383平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号66番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は516平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号67番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇地先の地目田2筆、合計7筆、合計面積は1万6,955平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号68番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇地先の地目田2筆、合計6筆、合計面積は1万1,436平方メートルです。権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号69番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,600平方メートルです。権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号70番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆の一部、面積は240平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は全面積で〇, 〇〇〇円です。

整理番号71番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑2筆、うち1筆は一部、合計面積は3,107平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は全面積で〇万〇, 〇〇〇円です。

整理番号72番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,943平方メートルです。権利の設定を受ける者は、有限会社今井興業ライスセンターで、権利を設定する者は〇〇の方です。売買金額は全面積で〇〇万円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から、議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号整理番号1番から52番及び整理番号58番から69番の転貸を受ける者の経営面積は借受地を含め約21.93ヘクタールで、農業従事日数は、本人と子が年間330日、母が30日です。大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号53番の転貸を受ける者の経営面積は借受地を含め約0.75ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、父が270日、母が60日です。トラクター、耕運機、農用自動車等をそろえています。

続いて、整理番号54番から56番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約1.18ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が50日です。トラクター、耕運機、農用自動車等をそろえています。

続いて、整理番号57番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.66ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間347日、妻が11日です。トラクター、農用自動車、管理機等を揃えています。

続いて、整理番号70番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.12ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間292日です。トラクター、管理機等をそろえています。

続いて、整理番号71番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約1.18ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が50日です。トラクター、耕運機、農用自動車等を揃えています。

続いて、整理番号72番の権利の設定を受ける者の経営面積は、自作地、借受地を含め約32.98ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間270日、妻が45日、父が253日、母が100日です。農業用施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、整理番号1番から72番に対する質疑に入ります。

なお、〇〇委員の同居の親族及び〇〇委員が権利を設定する者となっております。〇〇委員、〇〇委員は農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、議案第2号整理番号55番及び56番を除く整理番号1番から72番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第2号整理番号55番及び56番を除く整理番号1番から72番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号55番及び56番を除く整理番号1番から72番は原案どおり決定することとしました。

次に議案第2号整理番号55番に対する質疑に入ります。

〇〇委員は先ほど申しましたとおり、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

御異議ございませんか。

(異議なし)

退出をお願いします。

(〇〇委員退出)

これより議案第2号整理番号55番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第2号整理番号55番について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号55番は原案どおり決定することとしました。

〇〇委員を入室させてください。

(〇〇委員入室)

次に、議案第2号整理番号56番に対する質疑に入ります。

〇〇委員は先ほど申しましたとおり、議事参与の制限がありますので退出していただきます。

御異議ございませんか。

(異議なし)

退出をお願いします。

(〇〇委員退出)

これより議案第2号整理番号56番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第2号整理番号56番について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号56番は原案どおり決定することとしました。

〇〇委員を入室させてください。

(〇〇委員入室)

三須清一会長 次に、議案第3号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の35ページをお開きください。

議案第3号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年3月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。

議案資料は20ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地1筆、面積413平方メートルの土地の判定です。

所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇北西側約540メートルに位置しています。土地の名義人は、〇〇の方です。

当該地は、昭和58年1月21日付をもって転用許可済みとなっておりますが、当時の所有者が登記地目を変更しないまま現在に至っており、相続により取得した現所有者である申請人が登記地目を宅地に変更するため、証明願が出されたものです。現況は、昭和59年当時から宅地として利用され、現在も住宅が建っており、農地として復元することが困難な状況です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

申請人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

現地確認では、平家建て住宅が建っており、宅地となっていることが確認できました。

第1調査会では、議案第3号は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 次に、議案第4号「我孫子市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の36ページをお開きください。

議案第4号「我孫子市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）について」。

下記のとおり、農地法第18条第2項の規定により条例の一部を改正する条例（案）について、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年3月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。

議案第4号は、2月の総会終了後に御説明させていただきました案件です。

農地利用最適化推進委員の定数は、農業委員会等に関する法律第18条第2項で政令で定める基準に従い、条例で定めることとしています。農業委員会の推進委員の定数の基準を定めている農地法施行令第8条において、定数の基準は農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数以下であること。1未満の端数が生じたときは、1に繰り上げることとしています。

昨年実施された2020年農林業センサスにおいて当市の経営耕地面積は656ヘクタールと

なったことから、改正案のとおり、次の推進委員の改選時に当たる令和4年4月29日から定数を8人から7人と改め、1人減するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見ある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

原案のとおり、改正案を市議会に議案として提出することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 次に、議案第5号「我孫子市生産緑地買取り申出証明事務に関する規程の一部改正(案)について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の37ページをお開きください。

議案第5号「我孫子市生産緑地買取り申出証明事務に関する規程の一部改正(案)について」。

下記のとおり、我孫子市生産緑地買取り申出証明事務に関する規程の一部改正(案)について、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年3月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。

議案資料は24ページになります。

我孫子市の全庁的な押印見直しに伴い、農業委員会で定める様式を改正し、押印を省略するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 これより議案第5号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は、第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、共同住宅1件、駐車場1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、8件受理しました。届出事由は、駐車場1件、専用住宅7件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。届出事由は相続です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第3回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

この会議は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人